

今年もやります

共済制度キャンペーン2024

「商工会議所の損害保険制度」を活用しよう！

キャンペーン期間：第1期 令和6年5月10日～6月10日

キャンペーン期間中、全国商工会議所「業務災害補償プラン」または、「ビジネス総合保険制度」に **新規でお申込み** いただいた皆様の中から、

カープ観戦ペアチケット
または **豪華賞品** をプレゼント!!

全国商工会議所

ビジネス総合保険制度

会員事業者を取り巻く様々な事業活動リスクからお守りします。
「ビジネス総合保険制度」にぜひご加入ください!

- 特約1 全国商工会議所のスケールメリットによる**割安な保険料水準**
- 特約2 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブりを解消し、**一本化してご加入**
- 特約3 賠償責任(生産物、リコール、情報漏えい)、サイバー、施設・事業活動進行等のリスクを総合的に補償
- 特約4 事故(火災、震災、水災、震災等)により生じた、**体面損失を補償**
- 特約5 サイバー攻撃の激化や攻撃手段の高悪化を踏まえ、**サイバーリスクも補償**

従来
従業員の
保険契約
モレやダブりが
発生すると
ご契約手続きが
煩雑になる必要
と保険料がかさむ

ビジネス
総合保険制度
営業の
業務が
ご契約を
一本化
してご加入
可能!

特約に
対応する補償
賠償に
対応する補償
工場に
対応する補償

ビジネス総合保険制度ならモレやダブりなく、1つにまとめて補償します!
商工会議所の団体保険制度は、全国商工会議所のスケール
メリットにより、**低額な保険料**でご加入いただけます。 **最大約33%OFF**

商工会議所の団体保険制度は、全国商工会議所のスケールメリットにより、**低額な保険料**でご加入いただけます。
※本制度は、全国商工会議所の団体保険制度に加入し、商工会議所の規約に基づいてご加入いただく必要があります。ご加入の際は、必ずご加入の条件をご確認ください。

**最大
約58%
割引!**

全国商工会議所

業務災害補償プラン

すべての従業員が健康で働き活きと働ける職場環境整備のため、
「業務災害補償プラン」にぜひご加入ください!

大切なお知らせ

中小企業でもパワハラ防止措置が義務化されました。貴社の対応は万全ですか?
※中小企業法では、2022年(令和4年)4月1日から義務が開始されました。
※職場におけるパワハラを防止するために、企業はパワハラ防止対策を講ずる義務が課せられ、事業主はパワハラを防止する義務が課せられ、より厳格な対応が必要となります。今や、パワハラ対策は、経営者の重要な責任です。
※義務に当たり、パワハラを防止するための措置とパワハラを防止するために講ずべき措置を確認しましょう。

厚生労働省「あかいいい職場応援団」 URL: <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

業務災害補償プランは、労災事故が発生した際の、従業員に対する賠償および労災事故の発生が、企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任を補償します。

業務災害補償プランにおける費用負担補償責任補償特約では、日本国内でパワハラと認定される従業員は、不測賠償等で訴えられた会社や事業者の賠償リスクを補償の対象とします。

その他業務災害補償プランの概要は裏面をご覧ください。

<取扱い損害保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険(株)

損害保険ジャパン(株)

東京海上日動火災保険(株)

三井住友海上火災保険(株)

※補償の内容は各保険会社により異なる場合があります。

詳しい補償内容については、各保険会社または代理店にお問合せください。

キャンペーン問合せ先：呉商工会議所 振興部地域振興課

TEL:21-0151 (代) (内線 32)